

## 事務所の電話番号のみが変更となった場合について

令和8年6月1日

事務所で使用している電話番号のみが変更となった場合には、以下のとおり、その旨を御電話にて報告をお願いいたします。

(※[様式第三号の四]変更届出書を作成いただく必要はありません)

### 1 新たな電話番号が開通した段階で、御電話にて報告してください。

報告いただく際には、「①業者名」「②免許証番号」「③新たな電話番号」の情報を伝えていただきますよう、お願いいたします。

(報告先)

埼玉県建築安全課宅建業免許担当

Tel: 048-830-5492

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

[午前] 9時 00分 から 11時 30分 [午後] 1時 00分 から 4時 45分

### 2 御報告いただいた後、すぐに埼玉県より折り返し、「開通確認」を実施いたします。

折り返しにより、新たな電話番号の開通が確認できれば、電話番号の変更についての報告は完了です。

### 3 開通確認完了後、埼玉県において、新たな電話番号を登録します。

(※反映まで日数を要する場合がございます。)

#### ※ 注意事項

- 電話番号は、原則として宅建業者名義(法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者名義)で契約されている必要があります。
- 他法人・個人及び私的に使用する電話番号と共用はできません。
- 事務所に設置する電話については、固定電話に加え、携帯電話でも構いません。